

平成28年度
事業計画書

社会福祉法人 川崎聖風福社会

1 法人全体としての取り組み

(1) 地域の社会福祉法人として期待される役割を職員一人ひとりが十分に自覚し、法人の基本的理念であるご利用者の尊厳に基づいた適切な支援の提供に努めると共に、地域住民のニーズを念頭に地域福祉ネットワークの構築をはかること。

(2) 持続的、安定的な法人経営を確立するため、事業所ごとの適切な収支の確保に努めること。

(3) 法人の第4次3ヶ年実行計画に基づき、28年度の目標計画を着実に実行すること。

2 第4次3ヶ年実行計画の基本方針

次の4項目を、これから3年間の実行計画の基本方針とします。

(1) 社会のニーズを踏まえたサービスの質の向上

- ①対象者のニーズにあった支援方法の点検と実行
- ②他者評価を事業改善につなげるための機関連携状況の把握
- ③社会や地域のニーズの継続的な把握
- ④社会や地域のニーズに沿った対象者像の点検・見直し

(2) 権利擁護への取組み

- ①職員による権利侵害の予防のための取組
- ②家族や地域等からの権利侵害の予防のための取組
- ③適切な情報提供による利用者ひとり一人の自己決定の支援

(3) 職員の確保と資質向上への取組み

- ①OJT、OFF-JTによる職員の資質向上への取組
- ②資格取得を目指すなど職員個々のキャリアアップの推進
- ③職員の確保と定着への取組

(4) 経営基盤の安定と社会福祉法人制度改革への取組み

- ①安定した経営を続けるための財政基盤の強化に向けた取組み
- ②地域のニーズ等を踏まえた新たな事業展開の検討
- ③社会福祉法人制度改革に向けた体制整備等の取組

3 基本方針の具体的な取組

(法人全体の取組)

(1) 社会のニーズを踏まえたサービスの質の向上

法人本部としては、比較的広域的に情報やニーズを把握します。具体的には国、市等からは、社会福祉法人のあり方や制度改正の動向などの情報を収集し、関係機関からは、法人内事業所の評判、地域での出来事やニーズについて地域の連携会議等へ参加することで情報を収集し、経営会議や所長会議で共有します。そのうえで事業対象者の見直しなどを各事業所へ提案します。初年度となる平成28年度からは下記の5項目について優先的に取り組んでいきます。

①不足している「障害高齢者」への支援強化方法の検討を開始します。

従来障害者施策による生活介護事業等以外にも、介護保険事業所である居宅介護支援事業所、通所介護事業所での障害高齢者の支援の方法の検討を開始し、計画期間中に実施のめどを立てます。

②家庭支援・統合ケアの推進を強化します。

法人特性を活かし、年齢、障害種別などで縦割らない支援をまずは法人事業所同士の連携により実践できるよう検討し実行し、ノウハウを積み上げることで他機関との連携にも広げます。また、新設の「たじま」施設に併設する相談機能を「(仮称)家庭支援センター」と位置付け実質的な包括的支援を推進します。

③新規開設事業所を支援します。

平成28年4月に事業開始する「かわさき障害者福祉施設たじま」と「井田地域生活支援センターはるかぜ」について、事業のスムーズな立ち上がりに向けて人的面、かつ運営面の支援を行います。特に関係機関との連携づくりについては、法人本部も当事者として参画していきます。

④入所施設における「個別支援計画」の質の強化を進めます。

当面は、措置施設である救護施設、恵楽園養護を対象に、個別支援計画の点検と見直しを行い、自立支援・尊厳の保持を踏まえた個別支援計画となるようプロジェクト方式で参画します。

⑤入所施設の入口支援・出口支援機能の強化を進めます。

入所機能を持つ救護施設、恵楽園養護、もみの木の3施設について、地域や病院等とのパイプとなる入口支援、出口支援の体制を見直し、地域のニーズに速やかに応えることができるような体制作りをプロジェクト方式で検討します。

(2) 権利擁護への取組み

- ①職員による無自覚な権利侵害を予防します。
 - ア 職員一人ひとりが人権意識を持った利用者支援ができるよう、法人全体で、継続的な教育、意識啓発に努めます。
 - イ 法人の理念や施設のあり方・方針について、全職員が共有するように促します。
 - ウ 事業所内で権利擁護に関する研修を行うよう会議等で徹底します。
 - エ 利用者の尊厳を最優先した個別支援計画と、計画に基づく個別ケアがなされるよう事業所とともに徹底を図ります。
 - オ 事業所内、法人内で、権利侵害を起こさないための職場環境づくりや、職員同士が互いに気づきあえるような「開かれた事業所（施設）づくり」を進めます。
- ② 家庭や地域での虐待等の権利侵害を予防します。
- ③ 権利侵害事案が発生した場合は、市マニュアルなどのルールに基づき誠意を持って適切に対応します。
- ④ 利用者一人ひとりへの自己決定を守るため、適切な情報提供や自己決定のプロセスを支援します。
- ⑤ 平成27年度にホームページにて公表した「利用者調査結果」で宣言した対策について、法人全体の権利擁護委員会が中心となりその進捗管理を進め、経営会議、所長会議で報告し共有します。

(3) 職員の確保と資質向上への取組み

法人にとって職員は、人財という貴重な資産であると考えています。ひとりひとりの職員が成長するということは、法人にはとても心強いものです。法人が目指すこれからの将来像に必要とされる人財になれるよう、以下の計画に沿って取り組んでまいります。

- ① 職員の確保に努めます。
 - ア 学生の実習を積極的に受け入れ、事業所とともに実習カリキュラムの充実を図ります。
 - イ ホームページの有効活用を進め、随時更新し、最新の情報を提供します。
 - ウ 求人サイト等様々な求人媒体を開拓し、求人情報の広報に努めます。
- ② 職員の定着のために労働環境の整備に努めます。
 - ア 育児休業・介護休業等が取得しやすい労働環境づくりに努めます。
 - イ 傷病に罹っても安心して療養することができ、職場復帰できる環境づくりに努めます。

ウ セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等のない職場づくり、職員指導を徹底します。

エ フルタイム勤務が難しくなった場合でも、働き方が選べるような仕組みを構築します。

オ 「利用者満足度調査」を実施し、職場の課題を抽出し、改善に向けた取組みを進めます。

③ 職員の育成とキャリアアップの普及に努めます。

職員自身、成長が感じられるような機会を作るために、法人の研修委員会と連携を図りながら、効果的な OJT、OFF-JT を計画、実践していきます。また、職員のキャリアアップのため、資格取得の必要性を普及します。

(4) 経営基盤の安定と社会福祉法人制度改革への取組み

① 財政基盤の強化に取り組みます。

平成27年度の報酬改定による単価の引き下げや、障害福祉サービス事業への市単独加算の減額、措置施設における報酬の定額払いから実績払いへの変更等により、収入が減少しましたが、今後も厳しくなることが想定されます。

ア これまでも各事業所においては、稼働日数を増やすことや関係機関との連携強化による利用者確保等により収入増に取り組んできましたが、今後も引き続き、稼働率確保等の取組みを強化し、安定した収入の確保に努めます。

イ 支出面においては、引き続き効率的・効果的な執行に努めるとともに、平成26年から検討している給与規程の見直しについて、平成29年度から実施します。

ウ 建設後23年が経過し、経年劣化が始まったノーマ・ヴィラージュ聖風苑建物の長寿命化対策として、エレベータ設備の取替工事や排水管設備の洗浄等を行うとともに、新電力や照明設備のLED化による長期的な経費削減効果について検討します。

② 新たな事業展開に向けて「いけがみ」移転後のスペースの有効活用を進めます。

ア 実行計画期間内での大規模な事業計画はありませんが、地域におけるニーズを把握し、法人としての将来展望も見据えながら、新たな事業展開を検討します。

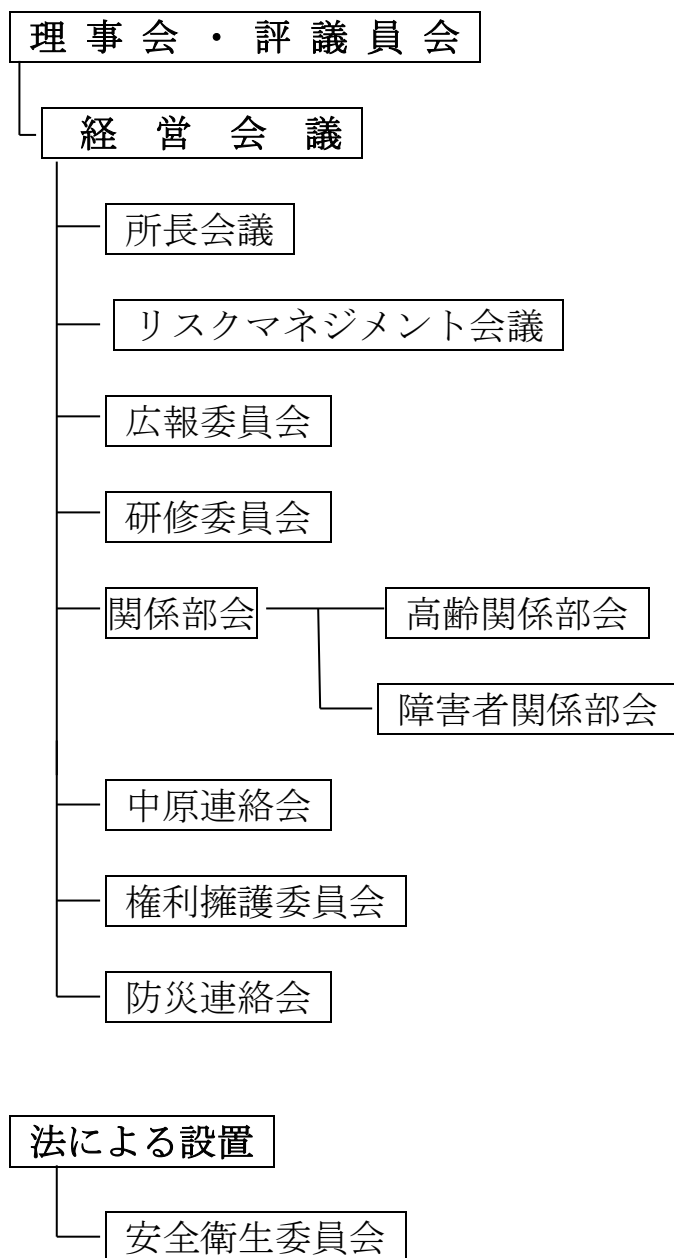
イ 「かわさき障害者福祉施設たじま」の受託にあたり、当法人には120名分の生活介護利用者の受入れが求められており、80名定員の

「たじま」を除く残り40名分の生活介護事業所の開設が必要となることから、ノーマ・ヴィラージュ聖風苑内の「いけがみ」移転後の空きスペースの活用を含め検討します。

- ③社会福祉法人制度改革に向けて規程の整備と地域貢献の検討を進めます。社会福祉法の一部改正により社会福祉法人に求められている取組みは、
- ア 経営組織のガバナンス（統治）の強化
 - イ 事業運営の透明性の向上
 - ウ 財務規律の強化
 - エ 地域における公益的な取組を実施する責務
- であり、求められている実施時期に実行できるよう規程等の整備を図るとともに、市内の社会福祉法人全体で検討を進めている地域貢献事業について、法人内での検討を進めます。

4 会議・委員会

施設の経営にあたっては、組織、機構に基づく経営はもちろんのこと、それを補完するものとして、横断的に事業推進の円滑化をはかるため、以下の会議を設置します。



【施設ごとに設置】

苦情解決第三者委員会

防災委員会

ボランティア委員会

(1) 経営会議

理事長、常務理事(事務局長)、参与、総務部長、事業推進部長、恵楽園長、他課長職員、概ね8名と事務局により、法人の経営方針、予算や組織等の運営管理に関する重要事項を審議して、理事会・評議員会に提案していきます。

【定例会議】 月1回

(2) 所長会議

救護施設、恵楽園、桜の風、社会復帰訓練所等の実務代表者としての施設長並びに事務局長、総務部長、事業推進部長により、施設や事業の運営に関する日常的な事項等を連絡・連携し協議決定していきます。また、委員会(班、会議)も協議事項の対象としていきます。

【定例会議】 毎月1回

(3) リスクマネジメント会議

事業所から提出されるヒヤリハット報告書、事故報告書をもとに事故状況の把握、事故分析、対策など一元管理します。「事故は起こりうるもの」という認識のもと、職員のヒヤリとした“気づき”を大切に事故予防に取り組み、予防についての情報発信や提案をしていきます。新たな取り組みとしてヒヤリ事例集の発行を検討します。さらに、個人情報保護指針に基づき個人情報保護に関する啓蒙に取り組みます。

【定例会議】 毎月1回

(4) 広報委員会

主に、当法人の機関紙「ふれあい」の編集・発行、及びホームページの更新等管理をいたします。ご利用者の生活、活動、行事に関すること。施設の理念、目的、事業計画、事業報告等の運営に関すること。また、予算、決算、財務等の経営に関することを、ご利用者、ご家族、地域社会にお知らせすることで、理解と関係を深めるとともに、必要な福祉情報を配信します。

特に、平成28年度は新たに2事業所が開設いたしますので、最新の施設情報をホームページに随時発信していきます。

また、ボランティアの皆さんのより一層のご協力をいただくためにも、ボランティア育成や相互コミュニケーションを図るためのツールとなるよう内容の拡充に取り組んでいきます。

【定例会議】 隔月1回

(5) 研修委員会

① 目的

法人の経営理念、経営方針を理解し、その実現化の推進し、業務を通じて組織、社会に貢献できる人材の養成をすること。

② 主旨

法人において、社会ニーズ、利用者のニーズに沿った良質なサービス提供と事業の推進をしていくためには、対人援助者、支援者、サービス提供者としてのさまざまな知識や技術、行動力の習得が不可欠です。

また、職員を率いるリーダーは経営感覚を備えるとともに、リスクマネジメントなど幅広いスキルの獲得がより必要となっています。

さらにコミュニケーションスキル獲得をはじめとして、社会人、職業人、専門職としての必要なことをより伸ばし、不得意なことをカバーするためのスキルアップを図る自己啓発も必要ととらえます。

本法人設置の研修委員会として、理念実現のため、現在求められている主題にそって人材養成カリキュラムを組み、研修会の立案、策定、実施をしていきます。

③ H28 年度重点内容

ア 求められるニーズに対する支援力の向上

支援の専門性を高められるよう、個別支援、ケアマネジメントのプロセスを身につけられるようにします。

イ 社会ニーズを踏まえたサービスの質の向上

社会ニーズへの貢献、社会的役割を果たすリーダー養成に力をいれます。

ウ 権利擁護

職員の業務の倫理、あり方を認識し、ご利用者の人権意識を持った支援を計画的かつ適切に遂行し、検証（振り返り、評価）できるようにします。

エ 職員育成とキャリアアップの普及

職員が目標をもって、資質を向上し、成長が感じられるように、事務局と連携をはかりながら、効果的なOJT、OFF-JTをしていけるようにします。

④ 計画

ア 階層別研修（平成28年9月から12月、土曜日開催）

職業人、専門職員として成長していくための方向性を明確にし、自立性、協調性を体得する機会ときっかけづくりをします。同階層職員で役割の共通認識をもち、法人所属意識と組織適応力を養う 交流の機会をつくります。

イ 実践・研究発表会（平成 28 年 2 月、土曜日開催）

日常の業務や自己啓発の取り組みの中で、課題改善や質の向上を目指して取り組んだ実践の経過やその結果をまとめ発表する機会をつくることによって。法人職員の気づきや工夫を共有し、業務と対応のあり方を振り返り、検証し、見直し・向上・発展していきます。

ウ 他部署・他施設研修

各事業所で、他部署での研修、また他施設での研修が行え、共有できるように、研修のしくみを策定します。

エ 職務対話（平成 28 年 5 月～平成 29 年 3 月、事業所計画）

目標、役割意識のやりがいをもって業務遂行ができるように、職場の上司と職員のコミュニケーションの機会とします。人事管理、資質向上にそったキャリアパスの一環として、促し、事務局の監理も含めた仕組みに作りにしていきます。

（6）部会

平成 27 年度から新体系となった障害支援班と高齢支援班は、両班共通テーマの検討を合同部会を開催します。当面は、実際に寄せられた苦情事例を検討するなどして、平成 27 年度に作成した「苦情解決ガイドライン」のメンテナンスを行います。なお、合同部会の構成員や日程設定については、年度で固定せず、取り組むテーマの進捗にあわせて随時開催することといたします。

①高齢関係部会

高齢者支援事業の運営に関する情報や検討課題、介護保険制度等の情報共有、事例検討などをおして、高齢者支援におけるニーズの把握、サービスの質の向上、稼働確保等に関する検討を行います。また、市内他機関や法人内事業所との連携に努め、それぞれの事業所が地域包括ケアシステムの一員として役割を果たせるよう協議・検討を行います。平成 28 年度は特に、支援計画の充実、法令遵守のための相互確認に取り組んでいきます。

【定例会議】 毎月 1 回 第 3 火曜日 14：30～ 会場は恵楽園と聖風苑を交互開催

【参加者】 地域サービスセンターことぶき所長、聖風苑デイサービスセンター所長、恵楽園園長、恵楽園デイサービスセンター所長、恵楽園養護係長、事業推進部長

②障害者関係部会

ア 部会目的・主旨

障害のある方がこの地域で生きがいを持って安心して暮らし続けていくために、様々な福祉サービスや地域資源を活用しています。しかし上手く活用できず、マッチした資源もなく孤立感を持っている方も少なくありません。この聖風福祉会にある障害部門で連携を図りながら、ご利用者のニーズをもとにサービス内容や技術、体制をより良いものにして、ニーズに即したサービス提供や支援ができるようにしていき、また新しい資源作りや活用の働きかけなど社会のニーズの充足とその価値の検証などすることは、この部会の大きな意義として考えます。そのための情報の共有は大切ですし、今後の展望（見通し）や必要性に向けて動いていき、障害者支援について、支援者の知識、技術を上げ、常にその質を担保し、経営面も踏まえながら継続可能にしていく方法を考えます。地域社会に評価され、情報や内容を発信し、社会に貢献する存在になることも大きな目的とします。

この部会を通して、障害部門事業に必要なことを確認し、法人事業総体としての力量アップにもつなげていきます。（H23.4.25 要綱より）

イ 参加者

救護施設、社会服復帰訓練所あやめ、いけがみ、第2いけがみ、かわさき基幹相談支援、もとすみ相談支援相談、なのはな、聖風ホーム、桜の風もみの木、ことぶき、田島準備室、事業推進部長（事業所長、係長、サービス管理責任者を含め中心とし、現場職員の参加も範囲になります。）

ウ 内容

- 事業活動の状況・内容・課題の共有と検証（情報交換）
- 障害者支援に関する実践の課題と検証（事例検討・個別支援計画）
- 26年度、障害者支援事業所法人共通書式の見直し点検（契約書、重要事項説明書、個別支援計画、運営規程）
- ご利用者向け契約書、重要事項説明書の説明書を作成
- 自立支援の協議会の情報やその他情報交換（ネットワークづくり）
- 資源の調査・視察、研修等報告
- 苦情ガイドライン、書式の検証(2ヶ月毎)

エ 日時 毎月第2木曜日 時間 15:00～17:00

*平成 27 年度は必要に応じて、日程調整の上、高齢部会との合同開催を行います。

オ 役割分担

- 開催日や調整、報告については、代表は委員長、事務調整は代表幹事を決め事務局との確認や調整をし、発信を行います。
- 記録は、輪番で行ないます。

(7) 中原連絡会

中部エリアの障害者支援を担う事業所が参集し、事業所間の連携強化を目的に、事業運営における課題を共有し解決に向けた検討を行う。

【参加事業所】 就労支援事業所あやめ、もとすみ地域相談支援センター、桜の風もみの木、井田地域生活支援センターはるかぜ、事務局

【定例会議】 毎月第 4 月曜日 9：00～11：00

参加者間に合意により変更できるものとする。

(8) 権利擁護委員会

毎年、児童・障害者・高齢者問わず、虐待等について取り上げられており、当委員会としては継続的な取り組みが必要と考えます。

今年度は、平成 27 年度作成の「各事業所の権利擁護ガイドライン」を職員に確実に周知できるようにします。また、平成 26 年度実施の「ご利用者・ご家族向けのアンケートの結果」をもとに、各事業所がどのような取り組みがされ、反映されているかを追調査していきます。

委員会としては、チェック機能をもち、各事業所が継続して、課題とその改善に取り組めるよう年間を通して体系的な運営をし、福祉サービスの向上及び福祉従事者として人権意識を高めるよう努めます。

(9) 防災連絡会

「職員災害時緊急連絡調査票」により、災害時に職員安否確認はもとより、連絡手段として活用します。次年度は災害が発生した場合には、交通機関が不通になることが予想されるため、各職員の自宅から最寄の当法人運営施設の応援体制等の整備を図ってまいります。

(10) 安全衛生委員会

職員の労働災害の未然防止、職業病等の疾病予防、健康維持を目的に、職員が安心して安全に働ける職場環境づくりのため次の項目に取り組んでまい

ります。

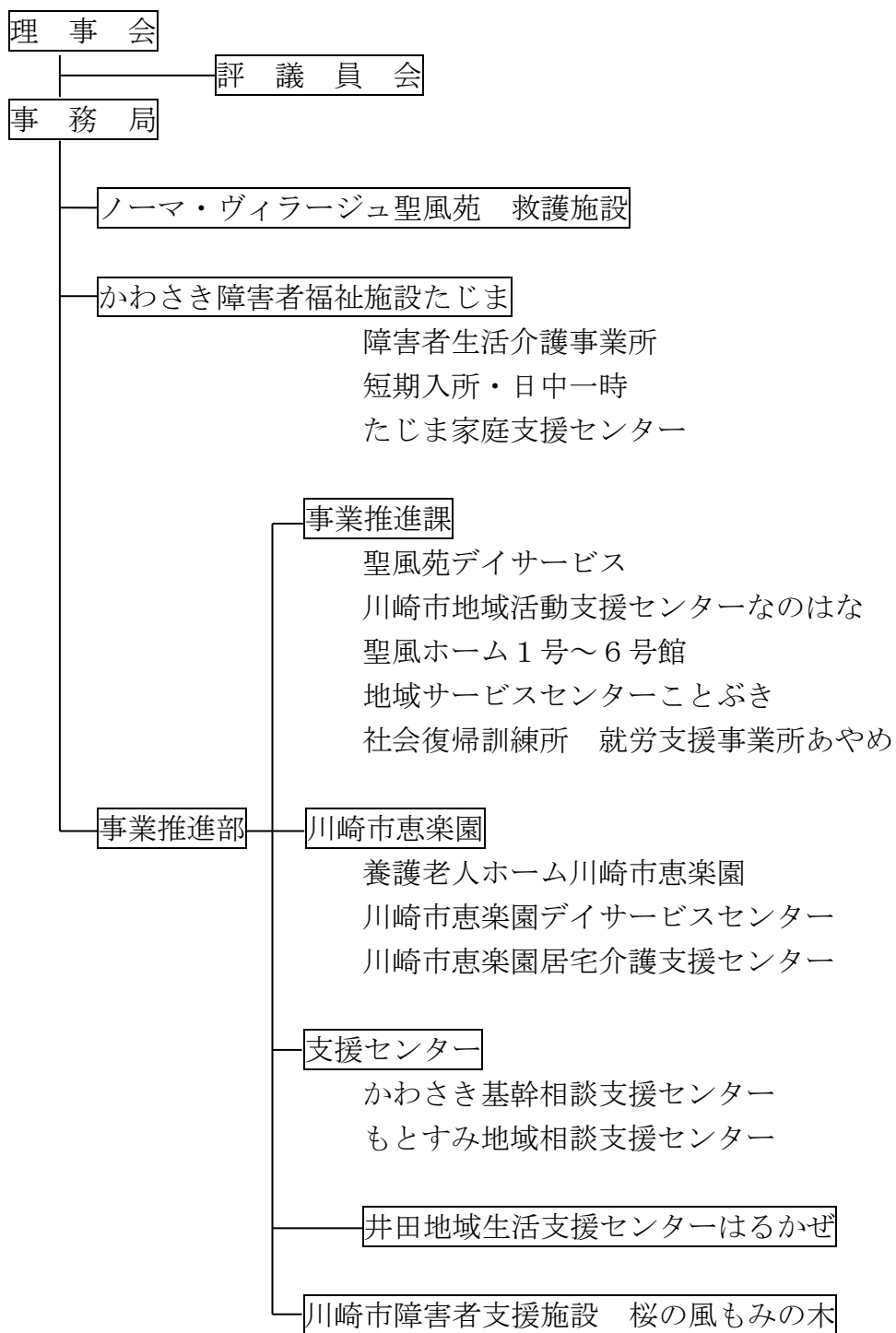
- ① 産業医による職場巡視を年1回、現場責任者による職場点検を年4回実施し、事故や怪我を発生させない職場づくりを目指します。
- ② メンタルヘルス対策として、平成27年12月より義務化されましたストレスチェックを実施し、不調のリスクを低減させるとともに検査結果を集团的に分析し、職場環境の改善につなげ、職員のこころの健康づくりを進めてまいります。
- ③ 職員の健康意識を醸成させるため、健康に関する啓発メッセージを発信してまいります。

(11) 医務衛生部会

施設で働く職員をはじめ、施設を利用されるご利用者やそのご家族に向け、感染症や食中毒等の予防や対策についての情報発信、啓発活動に取り組んでまいります。

- ① 引き続き、医務衛生に関する情報を発信し、啓蒙啓発していきます。
- ② 法人の各施設を回り、衛生状態のチェックをし、安全管理体制の維持に努めます。
- ③ 入所施設で課題となっている利用者の口の中の清潔保持のため、口腔衛生に取り組みます。

5 組織



6 各事業所の取り組み

(1) 【事務局】

① 総務課

- ア 理事会、評議員会、監事監査の適正な運営に努めます。
- イ 経営会議、所長会議の定期的な開催に努めます。
- ウ 各委員会・部会の経営課題の取り組みを一元管理化します。
- エ マイナンバー等の法改正に伴い、給与、職員労務情報の一元化管理、各種届出書などの統一化などにより業務の効率化を図ります。
- オ 人材確保に向けて、実習生を積極的に受け入れ、学校との連携を図ります。
- カ 休憩時間や時間外勤務の軽減、有給休暇の取得率向上など業務の見直しを実施し就業環境の改善に努めます。
- キ 社会事象の変化に応じて諸規定を適宜改定いたします。
職員のスキルアップ、定着のため給与規程を見直し、給与表を改定いたします。

② 経理課

- ア 現金や預金の調達、支払、受取、残高管理を行います。また各事業所管理の小口現金等の資金移動、出納簿の確認、通帳管理をいたします。
- イ 毎月の入出金等を仕訳し、起票し財務表の作成をいたします。この財務表は、毎月ごとに顧問税理士の確認を受け、事業所長に報告します。毎月の財務表をまとめ、理事会評議員会における中間決算書及び決算書を作成します。
- ウ 各事業所予算案を基に、ヒアリングを経て予算書編成を行います。また必要に応じ補正予算作成を行います。
- エ 経営、運営に必要な財務資料等作成をいたします。

(2) 【救護施設】

- ① 地域生活移行支援の本格的実施に向け、移行プログラムの作成に着手しながらハード面である物件探しなど準備を進めてまいります。
- ② 利用者のニーズをもとに個別支援計画を作成します。また作成後に計画に沿った支援が実施されているか評価を行い、適宜見直しを行います。
- ③ 他法、他機関を含めた地域の社会資源と連携し、地域に貢献できるネットワークを構築します。また、町内会をはじめ、地域や各種団体への参加を促進し交流を進めます。
- ④ 利用者の意向を踏まえて一人ひとりの能力に応じた活動プランを提案し

ます。また、就労を希望される利用者には、本人の能力や適性に応じた仕事を探し就労意欲を高めてまいります。

- ⑤ 高齢化、重度化が進むご利用者の体調・健康管理には特に留意し、疾病の予防、残存機能の維持回復等に努めるとともに日常生活を快適に、かつ安全に送れるよう居住環境にも配慮していきます。

(3) 【かわさき障害者福祉施設たじま】

① 施設概要

ア 所在等

川崎市川崎区田島町20番10（敷地面積1,990.44㎡）

イ 建物の構造・規模

鉄筋コンクリート造 地上3階建て（延床面積2,077㎡）

ウ 開所 平成28年4月

② 事業目的 川崎地区障害福祉サービス事業等拠点施設

川崎区の障害者地域活動支援拠点施設として、地域生活の支援に必要な多機能性を持つと共に、地域住民の活動の場や地域活動ボランティア等の支援拠点となることを目指します。

③ 事業概要

ア 地域生活相談事業「家庭支援センター」

ア) 地域福祉の相談・助言・情報提供、家庭生活の相談支援、福祉サービス利用等の計画相談支援、退所、退院する方の地域移行・定着相談支援、セルフケア、地域互助による支援の推進をします。

イ) 家庭訪問による訪問支援（アウトリーチ）、一時（補完的）支援（ワストップ）として、サービス利用計画の作成とそのモニタリングを行います。

ウ) 日常専門支援（児童・障害児者・高齢、医療、教育）機関、地域と連携する包括的支援を推進します。

エ) 平成28年4月より実施します。

オ) 基本利用日・時間 毎週 月曜日～金曜日 利用時間 8:45～17:15

※土曜日、日曜日、祝祭日、年末、年始12月29日～1月3日営業休み

カ) 対象は、区内居住の児童、障害児・者、高齢、またはその家族、その他福祉サービス等の生活相談を要する方。

キ) 手続き 登録契約、利用契約をします。個別支援計画を作成します。

ク) 利用料 相談無料

イ 地域交流事業

ア) 地域交流

地域社会と交流を図ることを目的に、地域住民・地域関係団体・支援団体と交流しながら、地域活動支援や交流行事などを推進していきます。

施設スペースを市民サークルや団体などに活用していただき、活動の支援をします。

イ) ボランティア育成

ボランティア講座を開いたり、ボランティア団体に施設スペースを提供するなどして、障害者支援ボランティアの育成・支援をします。

ウ) 平成28年4月から実施します。

エ) 基本利用日・時間 毎週 月曜日～金曜日

利用時間 9:00～17:00

※土曜日、日曜日、祝祭日、年末・年始、年始12月29日～1月3日基本休み。

※夜間、土・日曜日のご利用については相談に応じます。

オ) 事前登録になります。

ウ 生活介護事業（定員80名）

ア) 主に身体・知的障害者対象。通所で、身体介護、入浴介助などの日常生活支援と機能訓練、レクリエーション、生産的・創作的活動や社会参加活動など、障害特性に配慮した日中活動支援を行います。

イ) 平成28年は定員40名から始めます。

ウ) 基本利用日・時間 毎週 月曜日～金曜日

利用時間 9:00～16:00

※土曜日・日曜日、年末、年始12月29日～1月3日営業休み

エ) 対象は、区内居住で18歳以上65歳未満の障害のある方（卒業生中心）となります。

オ) 手続き 障害福祉サービス受給者証（支援区分3以上）の申請と利用契約が必要になります。個別支援計画を作成します。

カ) 利用料 給食費、その他に入浴など個別に別途自己負担金がかかります。

キ) その他 ※送迎サービスを実施します。

※入浴は基本お1人週1回になります。状況・必要に応じて相談を受けます。

エ 短期入所事業（定員4名）

ア) 主に身体・知的障害者の方で、介護者の病気、休息などの理由により、短期間の入所を必要とする方に対し、短期間必要な身体介護、日常生活動作、日中活動などの支援と合わせて自立に向けた生活体験を行います。

イ) 開所 本格稼働は平成28年度10月から実施をします。

ウ) 基本利用日・時間

4月～9月 (日中) 月曜日～金曜日 利用時間 9:00～16:00

(試行期間) (宿泊) 月曜日～木曜日 利用時間 16:00～9:00

※ 土曜日・日曜日・営業休み。

※ たじま通所利用者の方が試行利用になります。

10月～ (日中) 月曜日～日曜日 利用時間 9:00～16:00

(宿泊) 月曜日～日曜日 利用時間 16:00～9:00

※ 10月より 365日営業、地域の方の利用を開始します。

エ) 対象は、市内居住で18歳以上65歳未満の障害のある方になります。

(例外) 通所併設の小規模事業になりますので、専門的ケア(医療、行動に障害のある方)の必要な方は、応相談となります。

オ) 手続き 障害福祉サービス受給者証(支援区分1以上)の申請と利用登録契約が必要になります。

利用希望の予約申請から、調整させていただき、利用決定になります。

カ) 利用料 給食費、その他に、入浴、日用品、活動材料、寝具代など個別に別途特定自己負担金がかかります。

キ) その他 送迎の実施はありません。

オ 日中一時支援事業(定員2～5名)

ア) 主に身体・知的障害児(者)が対象になります。介護者の休息、病気、社会的な用事、本人の一時ケアなど理由により、一時的に日中一時預かりの利用が必要な方について、身体介護、日常生活動作、日中活動の支援を行います。

イ) 開所 平成28年4月から実施します。

ウ) 基本利用日・時間 毎週 月曜日～金曜日

利用時間 9:00～17:00

※祝祭日、年末、年始12月29日～1月3日営業休み

エ) 対象は市内在住の障害児3歳以上からになります。

(例外) 通所併設の小規模事業になりますので、専門的ケア(医療、行動に障害のある方)の必要な方については、応相談となります。

- オ) 手続き 障害福祉サービス受給者証申請と利用契約が必要になります。
- カ) 個別支援計画を作成します。
- キ) 利用料 給食費、その他日用品、活動材料など個別に別途特定自己負担金がかかります。
- ク) その他 送迎・入浴の実施はありません。

(4) 【デイサービスセンター】

- ① 常勤・非常勤職員問わず、職員研修会の実施や外部研修会への参加できるように促し、職員の資質・専門性を高め、サービス向上に努めていきます。
- ② 認知症研修の終了取得を奨励し、介護保険の加算請求を目指す。
- ③ 時間外勤務の削減。
通常業務及び作業の効率化・職員の休暇調整を行い、事務的作業時間等を確保していく。
- ④ ボランティアさんを奨励しデイサービスの活性化をはかります。
- ⑤ 機械浴室の老朽化に伴い機械浴室の全面改修。

(5) 【地域活動支援センター】(なのほな)

- ① 個別支援計画に則り、ご利用者に応じた活動支援の充実を図ります。
- ② 小集団活動を通じて他者との交流を促進し、生活能力や社会的能力の向上を図ります。
- ③ 日中活動の場の無い障害者のひきこもり対策を実施していきます。
- ④ ご家族や地域と密接な関係をもって、関係機関との連携を取りながら事業を展開していきます。

(6) 【聖風ホーム】

- ① 昨年度、現状の一軒家タイプに加えアパートタイプのホームを開設致しました。居室の掃除（個室のバス、トイレ、キッチンも加わります）整理整頓を自ら行い、生活できるようにこれまでと異なる支援内容を検討しながら個々にあった支援を提供します。
- ② グループホームの増設に伴い、地域での生活を支える為の支援技術の向上が益々望まれます。個別支援計画の策定し関係機関との連携を密にし、利用者への支援を行います。
- ③ ホーム運営に係る各種マニュアルの整備を行います。入居までの手続き、職員の役割分担等を明確化し、グループホームの業務の可視化を図りま

す。

- ④ グループホームでの生活も安定し単身での生活を希望される入居者への支援を行います。また、増加傾向にあるグループホームへの入居希望をする方へのニーズを充足できる様努めます。

(7) 【地域サービスセンターことぶき】

- ① ご利用者が居宅において、可能な限り自立した日常生活を営まれる為に必要なサービスが受けられるように支援します。
- ② 居宅サービス計画及び訪問介護計画の作成に際しては、ご利用者、ご家族の意向を最大限尊重し、なおかつ要介護度が少しでも改善されるような計画の作成に努めます。
- ③ 地域包括支援センターをはじめとする関係機関との連携を積極的に図り、地域の多様なニーズを持たれているご利用者に対応した事業展開を図ります。
- ④ 障害者総合支援法による訪問系サービスや市長村地域生活支援事業による移動支援事業のサービスの提供を進めてゆきます。
- ⑤ 研修会、会議などを積極的に開催し、より質の高い支援がはかれるように努めます。

(8) 【社会復帰訓練所 就労支援事業所あやめ】

- ① 施設内就労を、企業で働くためのシュミレーションの場と位置づけ、ご利用者同士で職場を作っていく意識作りと、自分の役割の責任を自覚してやりがいのある職場にしていけます。そのひとつとして、朝のミーティングと帰りのミーティングにおいて、ご利用者が中心になって、体調の確認、連絡事項の伝達、本日の仕事の説明と分担を決めていくことを進めていきます。
- ② 就労移行、就労継続B型それぞれのプログラムを作成します。ご利用者の就労への取り組み段階により、就労に向けてのプログラムを組み入れていきます。また、運動プログラムを取り入れ、ご利用者の目的に応じて健康維持・体力増進に努める機会にします。さらに月間スケジュールを作成しご利用者にプログラムの目的と内容を周知します。
- ③ 就労相談では、健康・生活相談を土台にして面談を行います。実習の目的と実習期間の確認、振り返り。就職活動の目的と方法、振り返りを定期的に行って、「個別支援計画」を見直します。
- ④ 社会で働く経験を通して、働く自信と意欲が持てるように、関係機関と連携して実習先や就労先の情報を共有し、施設外での実習と就労の場

を開拓していきます。

- ⑤ インターネット媒体を活用し就労に関する『ブログ』を更新し、障害者就労への理解と協力を広く社会に周知するとともに就労をするきっかけ作りをします。
- ⑥ 雇用へ繋がったご利用者を対象に「就労者の会」を開催し、近況報告や働いているという共通点を通じて働くモチベーションを高め、長期安定就労の応援をします。
- ⑦ ご利用者の体調の変化を把握することに努め、緊急連絡、緊急相談ができる体制を整えます。
- ⑧ 行事・活動は、就労に特化した研修形式にします。ご利用者自身が中心となって企画・立案・実践して頂ける体制とします。
- ⑨ 施設内作業工賃の向上は、障施協のしごとセンターに登録し、官公受注の仕事を請け負うことにより、工賃の向上を目指します。
- ⑩ ご利用者の個人情報保護はもとより、個人の尊重など権利擁護に努め、職員会議などで情報共有、報告・連絡・相談に努めます。

(9) 【かわさき基幹相談支援センター】

① 事業内容

ア 地域づくり

- ア) 川崎市地域自立支援協議会及び川崎区地域自立支援協議会の運営
- イ) 地域の相談支援事業者のネットワーク構築

イ 権利擁護

- ア) 虐待の早期発見・防止
- イ) 成年後見制度利用支援

ウ 既存のサービス等では解決困難な生活課題を抱えている方への相談支援

エ 人材育成

- ア) 地域の相談支援事業者への専門的指導・助言
- イ) 相談支援従事者等養成研修の講師など

オ 総合的な相談支援業務

- ア) 障害種別や年齢に関わらない相談支援
- イ) 福祉サービスの利用支援・社会資源の活用するための支援・社会生活活力高めるための支援
- ウ) 支援につながっていない障害者等への支援
- エ) 川崎区サービス調整会議及び川崎区相談支援調整会議への参加
- オ) 長期に入所・入院している方の地域移行支援

- カ) 障害支援区分認定調査
- カ その他、地域の相談支援体制の整備・充実に関すること

② 重点目標

ア 地域に根ざした相談支援活動

ア) 川崎区地域自立支援協議会等を通して、関係機関や地域との交流、障害者支援の啓発活動を行います。

イ) 川崎区サービス調整会議及び川崎区相談支援調整会議に参加し、関係機関との連携を密にとり相談者への適切な支援ができるようにします。

ウ) 地域ケア連絡会議に出席し、より身近な地域での関係づくりを進めていきます。

イ 地域移行支援・地域定着支援

ア) 長期入院、長期入所から地域移行希望の方の支援ができるように仕組みづくりをします。また、自分が住みたい地域で住み続けられるように支援します。

イ) ご利用者が地域で生活できるよう、近隣の施設や病院と連携をはかります。

ウ) まちづくり局と連携し、川崎市居住支援制度を促進します。

ウ 基幹相談支援センターの役割

ア) 基幹相談支援センターとして、川崎区地域自立支援協議会において、事務局を担い、障害者への総合的な支援を検討し改善していきえるよう努めます。

イ) サービス調整会議に出席し、他機関へのコンサルテーションを実施します。

ウ) センター間の連携

業務の役割なども含め運営が適切に行うために、また、ご利用者の対応に関する相談先として、法人内のもとすみ地域相談支援センターと連携をとりながら行います。

③ 営業日 月曜日～金曜日 8:45～17:15 とします。

※24時間365日対応となっているため、相談支援専門員の勤務以外の時間は、携帯電話での対応を行います。

(10) 【もとすみ地域相談支援センター】

① 事業内容

ア 種別や年齢に関わらない一次相談

- イ 福祉サービスの利用支援・社会資源を活用するための支援・社会生活を高めるための支援
- ウ 支援につながっていない障害者等への支援
- エ 中原区サービス調整会議及び中原区相談支援調整会議への参加
- オ 中原区自立支援協議会の運営の協力

② 権利擁護

- ア 虐待の早期発見・防止
- イ 成年後見制度の利用支援
- ウ 障害支援区分認定調査
- エ その他、地域の相談支援体制の整備・充実に関すること

③ 重点目標

ア 地域に根ざした相談支援活動

- ア) 中原区地域自立支援協議会等を通して、地域の関係機関や地域・町内会との交流、また障害者支援の啓発活動をします。
- イ) 中原区サービス調整会議及び中原区相談支援調整会議に参加し、関係機関との連携を密にとり相談者への適切な支援ができるようにします。
- ウ) 地域包括支援センター主催の地域包括ケア会議に出席し、より身近な地域での関係づくりをすすめていきます。

④ 地域移行支援・地域定着支援

- ア 長期入院、長期入所から地域移行希望の方の支援ができるように仕組みづくりをします。合わせて、自分が住みたい地域で住み続けられるよう支援します。
- イ 近隣の施設や病院と連携をとり、多くのご利用者が地域で生活できるよう相談にのり、地域移行の支援をします。
- ウ まちづくり局と連携し、川崎市居住支援制度を促進します。

⑤ 地域相談支援センターの役割

- ア 広報とともに、より地域に定着できるよう相談支援センターとして地域に信頼できるような活動をします。また、相談者へは、ご利用者の立場に立って相談に応じます。

⑥ センター間の連携

- 業務の役割なども含め運営を適切に行うために、また、ご利用者の対応に関する相談先として、法人内のかわさき基幹相談支援センターと連携をとりながら行います。

- ⑦ 営業日 月曜日～金曜日 8時45分～17時15分
(但し12月29日～1月3日を除く)

(11) 【井田地域生活支援センター はるかぜ】

① 事業内容

ア 地域活動支援

ア) 地域生活サポート

電話や面接、訪問等による相談活動を通じて、必要な支援サービスを提供し、地域における生活を支援していきます。

イ) ピアサポート事業

ピアサポーター養成講座の開催や、その後の相談活動、ピアサポーター支援など、ピアサポートの体制づくりを行います。

ウ) 相談支援事業

障害者の一般相談・特定相談等については、もみの木、もとすみ地域相談支援センター、地域の関係機関との連携を強化するよう努めます。

エ) 地域交流の推進

地域ボランティアや、ピアサポーター等との交流の場としての事業の展開を図って行きます。

オ) 地域移行・地域定着支援

カシオペアからの事業移行を踏まえ、市内外の医療機関との連携体制の再構築を図ります。また、もみの木の入所部門との一体的運営を強化するとともに、機能の役割を整理し、入院している精神障害者の地域移行・地域定着支援体制の整備・推進を行います。

② 重点目標

ア 利用者のニーズに合わせた生活支援センターの運営

イ 関係機関との顔の見える関係作り

ウ 精神保健福祉と支援センターはるかぜの周知を目的とした普及啓発活動

エ 人材育成

③ 開所日

種別	活動時間
相談支援	一般相談 9:00～20:00 特定相談 10:00～20:00 (月曜～土曜日、休日除く)

地域活動支援	自主活動、生活支援 10：00～20：00 (月曜～土曜日、休日除く)
地域交流促進事業	共用会議室 9：00～17：00 (月曜～土曜日及び日曜・休日)
川崎市地域移行・地域定着 支援体制整備支援事業	9：00～20：00 (月曜～土曜日、休日除く)

(11) 【養護老人ホーム川崎市恵楽園】

社会福祉法人川崎聖風福祉会が、平成18年4月に川崎市指定管理者制度により養護老人ホーム川崎市恵楽園の運営管理者に指定され、この10年の運営と次の運営提案を市が評価しその結果、平成28年4月からも3期目の指定を受けることが出来ました。平成28年度は3期1年目、通算11年目の運営管理者として新たな気持ちで養護老人ホーム川崎市恵楽園の事業を推進します。

平成28年2月時点におけるご利用者(入所者)数は122名で、平均年齢は78.6歳になります。26年度から行っている恵楽園運営検討プロジェクトにより法人と現場職員が一体となりご利用者へのサービス向上と社会のニーズを読み取り利用率の改善等に取り組んできました。ご利用者の多くが介護認定を受けている状況でもあり、認知症、嚥下障害や歩行困難など自立生活能力が低下していく中でご利用者のニーズを的確に把握し、恵楽園で充実した生活を送れるよう、支援していきます。また、今年度からは入り口支援並びに出口支援(地域移行)の充実を起点とした、入り口支援～施設機能の強化～出口支援の実施を事業の目的及び運営方針として進めてまいります。

この現状を踏まえて平成28年度事業計画を次のとおり策定します。

①事業運営方針

養護老人ホーム川崎市恵楽園は、ご利用者に安心・安全・快適な生活の場を提供するとともに、お一人お一人の思いを大切に、ニーズにそった自分らしい豊かな生活の実現に向けて良質で適切な支援を行うことに努めます。第3期指定継続期間においては、次の事業方針を上げ運営していきます。

ア 高齢化による認知症やADLの低下などが進む現状は、養護老人ホームで生活するご利用者に様々な不安を生み出しています。

ご利用者の ADL に対する不安は居室や廊下、トイレ等の環境、食事の対応など、多岐にわたります。ご利用者の生活状況やニーズを聴き、デイサービスセンターなどの介護保険サービスの活用を進めていきます。

イ 不安を解消し、権利擁護を進めるため、ご利用者とご親族との関係改善や後見人制度の活用も勧めます。

ウ ご利用者が介護保険やその他高齢者福祉サービス等の制度を活用するには、行政や他施設など関係機関と連携強化が必要です。今後も連携強化に努めていきます。

エ ご利用者の心身の状態にあった支援を行うため、職員の知識や技術の向上に向けた研修等の開催や、職員の勤務体制などについても会議等で検討して進めていきます。

② ご利用者の ADL の低下を防ぐためのプログラムを進めていきます。ご利用者への口腔ケア介護予防として体操の導入、外部講師や専門指導員を招いての勉強会、社会資源の活用などを計画していきます。

③ 川崎市内に 2 つしかない養護老人ホームとして情報を発信し、関係機関との連携を強化し、恵楽園を必要とする方に活用していただくためご利用者を増やしていきます。入り口支援では、虐待などの緊急な場合にも対応できるよう体制を整えます。

④ 職員は「高齢者虐待防止法」等を遵守し虐待防止に努めます。

(12) 【デイサービスセンター】

① ご利用者の尊厳を守り、ご利用者の意思と主体性を尊重したサービスの提供に努めます。

② 居宅サービス計画書に則した「通所介護計画書」「介護予防通所介護計画書」を作成し、個別支援の充実を図ると共に個別機能訓練にも取り組んでいきます。

③ ご利用者の増加を図り、経営の安定化に努めます。

④ 質の高いサービスを提供するため、職員の資質向上に努めると共に資格取得をすすめていきます。

(13) 【居宅介護支援センター】

① ご利用者が居宅において、自立した日常生活を営むために必要なサービ

スを受けることができるように、ご利用者、ご家族の意見、要望を尊重した支援をしていきます。

- ② ご利用者の個別性に配慮した居宅サービス計画書を作成すると共に、計画に沿ったサービスが提供されているか等、必要なモニタリングを行っていきます。
- ③ 月に1回以上、ご利用者宅を訪問し、ご利用者の様子を確認していきます。
- ④ 地域福祉の拠点としての機能を発揮させるため、高津区介護支援専門員連絡会議の運営に協力し、地域支援のネットワーク構築に努めます。

(14) 【桜の風 もみの木】

- ① 地域定着支援の一環として、地域に在住している精神障害のある方に対して社会生活力の向上を目的とした入所機能の強化をすすめます。
- ② 利用者支援については、個別支援計画に社会生活力プログラム（SFA）ソーシャルスキルトレーニング（SST）、認知行動療法（CBT）等を実施して参ります。
- ③ 地域性ある施設生活にするには、季節に応じた行事やピア活動を実施することで地域生活への円滑な移行を促進し、自立生活への自信につながりますよう支援します。
- ④ 医療観察法対象者の受け入れを継続的に実施するため関係機関との連携・連絡、施設職員のスキル向上を図ることで成果の見える取り組みをすすめ一定の事例にも対応できるようにします。
- ⑤ 平成27年度に実施した第三者評価の結果も踏まえ、よりよい支援のために一層のOJTの充実と外部研修などによる職員育成をすすめ効率的な事業運営に努めます。